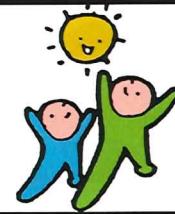


# 自民党県議団ニュース

埼玉県議会自由民主党議員団



## 県民ニーズを的確に捉え、県政をリードする自民党県議団！



所属議員：長峰宏芳 小谷野五雄 小島信昭 齊藤正明 宮崎栄治郎 本木茂 田村琢実 高橋政雄 神尾高善 諸井真英 木下高志 中屋敷慎一 梅沢佳一 新井一徳 須賀敬史 武内政文 齊藤邦明 小川真一郎 白土幸仁 岡地優 荒木裕介 新井豪 立石泰広 小久保憲一日 下部伸三 永瀬秀樹 細田善則 岡田静佳 内沼博史 横川雅也 飯塚俊彦 浅井明 宇田川幸夫 松澤正 吉良英敏 美田宗亮 藤井健志 木下博信 関根信明 宮崎吾一 高木功介 松井弘 渡辺大 千葉達也 山口京子 逢澤圭一郎 高橋稔裕 阿左美健司 杉田しげみ（以上49名）

謹 賀 新 年  
皆様に於かれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。平素は、埼玉県議会自由民主党議員団の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス対策に奔走した一年でありました。本県に於いても新型コロナウイルス感染者が一昨年二月に確認され、以後感染症対策に追われ、県議会においても、補正予算を令和三年度だけでも十三度審議するなど、県民のコロナ禍に於ける生活の安心に繋げて参りました。また、コロナ対策に於ける県の執行体制の検証等を

行う「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」では、自民党県議会自由民主党議員団にて提案し、成立致しました。犬・猫の殺処分

の県のコロナ感染症対応に活用されているものと自負しております。

この他にも、県議会にて取り組んだ主な施策についてご紹介致します。昨年二月定例県議会に於いて自民党県議団にて提出・可決された「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が十

**立ち止まろう!!**

エスカレーターでは  
**義務化**

埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例

令和3年10月1日から施行

埼玉県から始めよう

全国初!!条文化

埼玉県工芸品の安全な利用の促進に関する条例

埼玉県県民生活部消費生活課  
TEL 048-830-2935 FAX 048-830-4750

### 『埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例』が施行されました！

「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が、令和三年二月定例会にて自民党県議団の提案により上程され、賛成多数で可決成立致しました。

この条例は、エスカレーターの安全な利用の促進に関し、県、県民及び関係事業者の責務を明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関する事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

この条例では、利用者の義務として「立ち止まってエスカレーターを利用しなくてはならない」と義務規定を設けました。罰則規定はありませんが、今後の利用状況を鑑み改正を検討することを附則に盛り込んでいます。



埼玉県議会自由民主党議員団  
団長 小島信昭

### 団長ご挨拶

行う「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」では、自民党県議会自由民主党議員団にて提案し、成立致しました。犬・猫の殺処分や動物取扱業者の更なる適正化、県の責務として市町村や動物関係団体等と連携すること等を明記し、本県の動物の愛護及び管理に関する取り組み全体を強化するものです。

今後も、時代の変化に即応できる政策に取り組むことで、県民の側に立つた県政運営を行って参ります。県民の皆様の自民党県議団への更なるご支援とご協力ををお願い申し上げます。

また、昨年十一月定例会では、「埼玉県動物の愛護と安全管理が促進されることを期待しています。



条例改正案を検討する政策研究会の様子

このため条例に「飼い主になるうとする者の責務」を新たに規定し、飼い主になる前に動物の習性などの知識習得に努め自身の現在と将来にわたる生活環境などを考慮してその動物がその生命を終えまたは飼うことができるか、しっかりと考える責務を規定しました。また、適正に飼養できると認められる者に対する譲渡推進の姿勢をより強く示すため、県が譲渡できるとしている犬・猫に所有者不明で収容した犬・猫などを明記いたします。

2点目は、動物取扱業者の異なる適正化です。「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和3年6月1日から動物取扱業者に関する遵守基準が具体化されたところであります。

3点目は、動物取扱業者の異なる適正化に取り組む必要があります。今回の条例改正では、「動物取扱業者の責務」を新たに規定し、遵守基準を始めとする法令順守は基本として、最新の動物の知識の習得と情報の発信を中心的に取り組む責務を規定しました。また、県の責務に連携規定を追加して、市町村や動物関係団体等と連携することや、動物愛護推進員の活動を新設して、県に対して情報提供をしてもらうことなどにより、本県の動物の愛護及び管理制度に関する取り組み全体を強化するものとしています。

本条例により、犬・猫の殺処分率の削減や動物取扱業者の適正化、更には動物の愛護及び管理に関する取り組み全体の強化が図られるものと考えております。

埼玉県動物の愛護及び管理条例に関する条例は、県民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及びその安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした条例であります。本県では、この条例に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を実施してきたところです。今回、この条例を改正し、動物の愛護及び管理に関する取組全体を強化致します。

条例改正のポイントの1点目は、「犬・猫の殺処分数の削減」です。このため条例に「飼い主になるうとする者の責務」を新たに規定し、飼い主になる前に動物の習性などの知識習得に努め自身の現在と将来にわたる生活環境などを考慮してその動物がその生命を終えまたは飼うことができるか、しっかりと考える責務を規定しました。また、適正に飼養できると認められる者に対する譲渡推進の姿勢をより強く示すため、県が譲渡できるとしている犬・猫に所有者不明で収容した犬・猫などを明記いたします。

2点目は、動物取扱業者の異なる適正化です。「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和3年6月1日から動物取扱業者に関する遵守基準が具体化されたところであります。

3点目は、動物取扱業者の異なる適正化に取り組む必要があります。今回の条例改正では、「動物取扱業者の責務」を新たに規定し、遵守基準を始めとする法令順守は基本として、最新の動物の知識の習得と情報の発信を中心的に取り組む責務を規定しました。また、県の責務に連携規定を追加して、市町村や動物関係団体等と連携することや、動物愛護推進員の活動を新設して、県に対して情報提供をしてもらうことなどにより、本県の動物の愛護及び管理制度に関する取り組み全体を強化するものとしています。

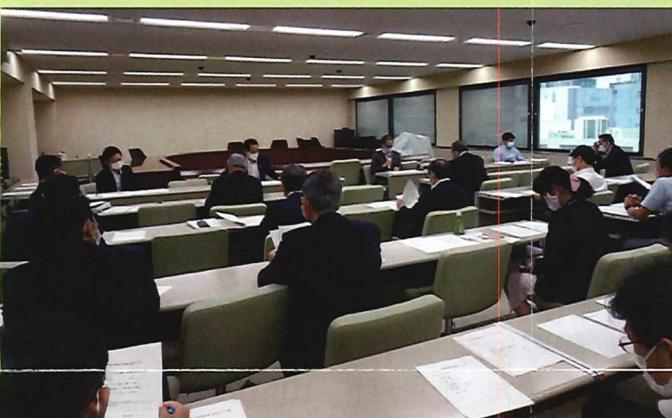
本条例により、犬・猫の殺処分率の削減や動物取扱業者の適正化、更には動物の愛護及び管理に関する取り組み全体の強化が図られるものと考えております。

## 【埼玉県動物の愛護及び管理条例に関する条例】改正条例を自民党県議団が提案・成立!

**健全な動物共生社会を目指し!**

自民党県議団が令和四年度予算編成に関する  
「政策大綱」「市町村要望」を県知事に提出!

**「政策大綱」を提言・提案!**



建設業関連の課題検討PTの審議の様子

## 建設業関連の課題検討PT

自民党県議団では、県内建設業関連の課題を把握し、改善に努めるために「建設業関連の課題検討プロジェクト・チーム」を設置し、取り組みを行っています。



大野知事に政策大綱を提言する自民党県議団役員

自民党県議団政調会が取りまとめた「令和四年度政策大綱（合計384項目）」及び「令和四年度埼玉県予算等に対する要望（市町村要望195項目・議員要望46項目）」を大野知事に提出し、令和四年度の埼玉県予算並びに施策の編成に反映するよう申し入れを行いました。

令和四年度の予算については、引き続きコロナ対策、ポストコロナをにらんだDXをはじめとする新しい生活様式、更には経済の再生に向けた対策や災害に強い県土づくり等が不可欠であり、対応した予算を求めました。知事からは、予算編成に際しては各部局に周知を図り、ポストコロナに向けた検討をさせて頂きたいと前向きな返答がありました。

建設業関連の課題検討プロジェクト・チームでの審議の様子

このアンケート調査の結果を施策に反映するため、大野知事に対し改善を求めた要望を行いました。大野知事からは、契約書の順守の徹底を図ると回答がありました。また、更なる平準化とともに、最低制限価格の引き上げが実施されました。



50年100年先を見据えた街づくり!  
おかち 優  
埼玉県議会議員 岡地まさる

埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所

住 所：埼玉県桶川市上日出谷42-73

電 話：048-780-2982

FAX: 048-780-2983

ホームページ：<https://www.okachi-masaru.com>